

## 消火困難な製造所等およびその消火設備

危規則第 34 条、1 の消火困難な製造所等及びその消火設備に設置する消火器は下記となります。

製造所、屋内貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、第二種販売取扱所および一般取扱所	第 4 種の消火設備がその放射能力範囲が建築物その他の工作物および危険物(第 3 種の消火設備により包含されるもの除く)を包含するように設け、第 5 種消火設備を能力単位 $\geq 1/5$ 危険物の所要単位で設置する。
屋外タンク貯蔵所または屋内タンク貯蔵所	4 種の消火設備および、5 種の消火設備をそれぞれ 1 個以上設けること。
第 4 類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所	第 5 種の消火設備を 2 個以上設けること。
共通	1 種、2 種又は 3 種の消火設備が設置されていれば、その有効範囲部分の第 4 種消火設備が省略される。